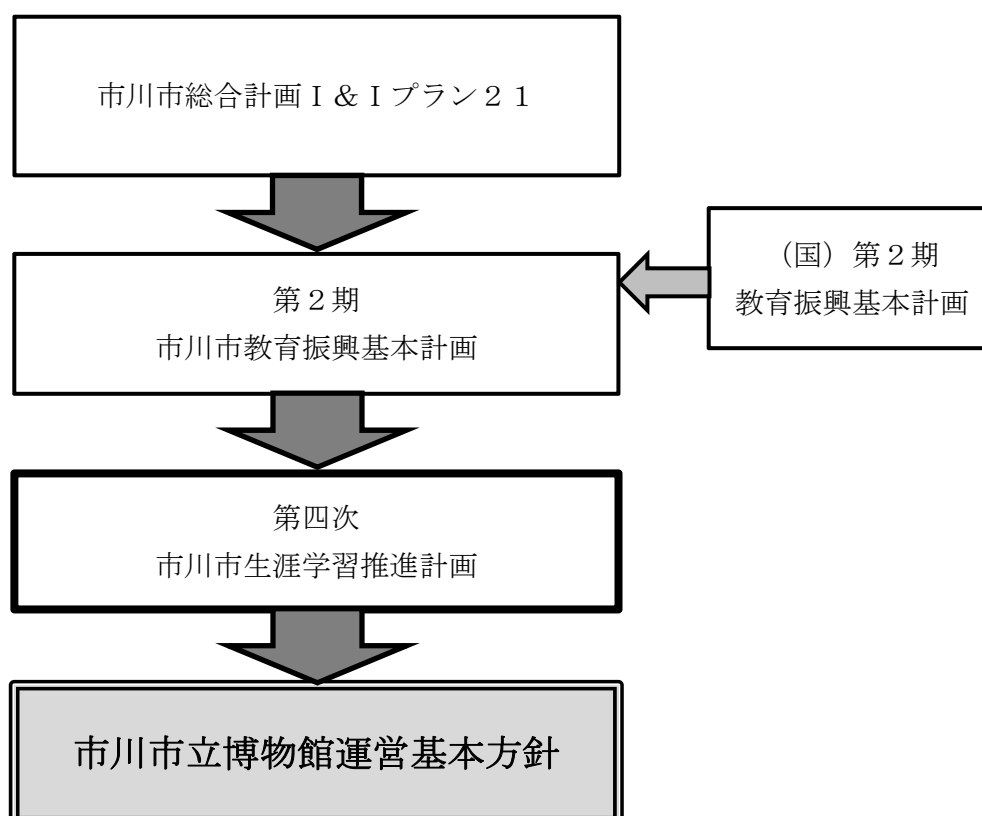


第1章 方針の策定にあたって

1. 方針の位置づけ

市川市教育振興基本計画（平成26年度から第2期）は、市政運営の根幹である「市川市総合計画I & Iプラン」における第二次基本計画（平成23年4月）の教育分野に関する基本計画として、国の第2期教育振興基本計画（平成25年度）に照らし合わせて策定されました。

本方針は、この市川市教育振興基本計画の部門別計画である、市川市生涯学習推進計画（平成27年度から第四次）を受けて策定するものです。



2. 方針策定の経緯

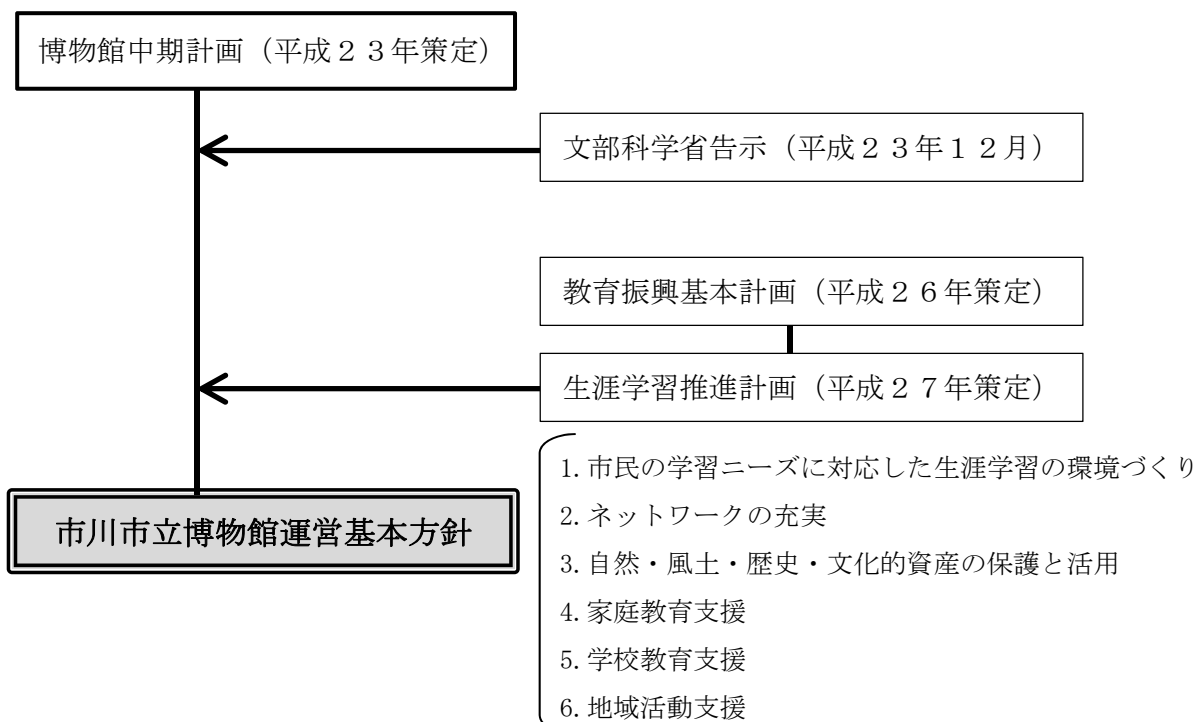
本市では、市立博物館の運営について「市立博物館中期計画」（平成23年度～平成25年度。以下「中期計画」という。）に基づいて事業を実施してきました。その成果について、平成26年7月30日に開催した平成26年度第1回市川市博物館協議会（以下「協議会」という。）において評価を行い、引き続き新たな期間の計画を策定することとされていました。

中期計画の策定後、平成23年12月に博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第8条の規定に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成23年12月20日文科科学省告示第165号。以下「望ましい基準」という。）が告示され、第3条において、基本的運営方針を策定し、公表するよう努めるものとされました。また、同条第2項においては、この基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度ごとの事業計画を策定し、公表するよう努めるものとされています。

さらに、本市では平成26（2014）年から第2期市川市教育振興基本計画が実施され、これを受けて平成27（2015）年に生涯学習部門の個別計画である第四次市川市生涯学習推進計画が策定されました。

こうした経緯から、本市では従来の中期計画を発展的に見直し、社会状況の変化や各種基本計画の内容を反映して、新たに博物館の基本的運営方針として「市川市立博物館運営基本方針」及び「事業計画の基本方針」を策定することとしました。

なお、事業年度ごとの事業計画（単年度事業計画）については、従来どおり協議会による審議を経て策定し公表するとともに、事業実施後には成果についても協議会による評価を受けて、次年度の事業計画に反映してまいります。



3. 計画期間

「第四次生涯学習推進計画」の計画期間が平成31年度までとされていることから、「博物館運営基本方針」及び「事業計画の基本方針」もこれに準じて平成31年度末までを適用期間とし、期間末に見直しを含めた検討をするものとしします。

なお、単年度の事業計画については、従来どおり協議会による審議を経て策定し、実施していきます。

28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
生涯学習推進計画				
博物館運営基本方針				
事業計画の基本方針				
単年度 事業計画	単年度 事業計画	単年度 事業計画	単年度 事業計画	

4. 博物館活動の現状

考古博物館及び歴史博物館は、市の北西部、北国分・堀之内地区の国指定史跡堀之内貝塚公園に隣接する、歴史と文化と緑が織りなす、魅力にあふれた立地条件の下にあります。

考古博物館は、原始から奈良・平安時代までの「考古資料」を、歴史博物館は、鎌倉時代以降近・現代までの古文書や民具等の「歴史・民俗資料」を基に、両館により市川の歴史的、地域的特色を通史的に明らかにし、歴史・民俗等、文化情報の集積・発信基地である地域に根ざした歴史系博物館としての役割を担っています。

自然博物館は、近年各地で起こっている谷津・里山の保全の見本とされる市北東部の大町・大野町地区の長田谷津と隣接して立地しており、「身近な自然の再発見」をテーマに、自然観察・自然体験のためのフィールドを持った博物館として、市の自然環境や動植物の情報を集積し発信する自然科学系博物館としての役割を担っているものです。

3館ともに、担当する各分野の資料を博物館資料として収集し、整理保管・調査研究を通じその成果を活用して、常設展示や企画展示とその展示解説を行うほか、学芸員による講演会や公民館における講座、学校への出張授業及び各種行事での体験指導などを実施しており、特に学校の教育課程と連携し、体験学習プログラムの充実に努めています。各館それぞれに取り扱う分野に応じて工夫を加え、利用者のニーズや社会の要請に応える博物館活動を行っているところです。